善監委告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので,その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和元年11月28日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文 善通寺市監査委員 安 井 一 博

財産(山林)に関する行政監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。 なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、

記

1 監査の内容

その旨を通知されたい。

財産に関する調書に記載されていない山林について、現地調査及びヒアリングによる 監査の実施

2 監査の対象

	所 在 等	地目	地積	所有者	財産
(1)	与北町字田高田上1322番3	山林	1, 143 m²	与北村	行政
(2)	与北町字北谷 1371 番 4	山林	99 m²	仲多度郡与北村	普通
(3)	吉原町字穴井 3101 番 96	山林	661 m²	仲多度郡吉原村	普通
(4)	吉原町字穴井 3101 番 237	山林	49 m²	仲多度郡吉原村	普通
(5)	吉原町字穴井 3101 番 238	山林	131 m²	仲多度郡吉原村	普通

3 監査の期間

令和元年11月5日(火)及び6日(水)

4 監査の方法

監査の初日は、旧村有財産(山林)へ出向き現地調査、2日目は、監査委員事務局に おいて、ヒアリングを実施した。

5 監査の結果

山林5筆の監査結果は、次のとおりである。

										登記記録		
	所	在	等	地目	地積	所	有	者	財産	表題部(土地の表示)	権利部 (甲区)	所管課
					1					衣庭司 (土地の表示)	(所有権に関する事項)	
(1)	与北町字田	高田_	上1322番3	山林	1, 143 m ²	与北;	村		行政	記載あり	記載なし	土木都市計画課
(2)	与北町字北	公谷 137	71番4	山林	99 m²	仲多	度郡与	5北村	普通	記載あり	記載あり	総務課
(3)	吉原町字穴	7井 310	01 番 96	山林	661 m²	仲多	度郡吉	5原村	普通	記載あり	記載あり	総務課
(4)	吉原町字穴	7井 310	01 番 237	山林	49 m²	仲多	度郡吉	F原村	普通	記載あり	記載あり	総務課
(5)	吉原町字穴	7井 310	01 番 238	山林	131 m²	仲多	度郡吉	F原村	普通	記載あり	記載あり	総務課

(総務課)

上表(2)、(3)、(4)及び(5)の普通財産については、権利登記の内容に変更が生じているが、所有権に関する事項の手続がされていない。

(土木都市計画課)

上表(1)の行政財産については、表題登記の内容に変更が生じているが、所有権に関する事項の手続がされていない。

6 監査の指摘事項

(総務課)

5の(2),(3),(4)及び(5)については、まず、善通寺市公有財産規則第9条の規定に基づき、所有権移転の登記が必要である。なお、全ての手続終了後において、公有財産台帳に記載するよう検討されたい。

(土木都市計画課)

5の(1)については、まず、善通寺市公有財産規則第9条の規定に基づき、所有権保存の登記が必要である。 なお、所有権移転登記後において、公有財産台帳に記載するよう検討されたい。

(農林課)

5の(1),(2),(3),(4)及び(5)については、善通寺市森林整備計画に齟齬をきたさないように留意されたい。